

第6回定例会議の開催状況

第1 日時

令和8年3月5日(木)午後1時15分から午後5時35分

第2 場所

公安委員会室

第3 出席者

1 公安委員会

- ・ 津田委員長
- ・ 澤田委員
- ・ 高見澤委員
- ・ 小坂委員
- ・ 水谷委員

2 警察本部

- ・ 本部長
- ・ 総務部長
- ・ 警務部長
- ・ 刑事部長
- ・ 生活安全部長
- ・ 地域部長
- ・ 交通部長
- ・ 警備部長
- ・ 神戸市警察部長兼首席監察官兼第一方面本部長
- ・ 警察学校長
- ・ 情報通信部長
- ・ サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長
- ・ 交通指導課長
- ・ 総務課次席
- ・ 監察官
- ・ 訟務官
- ・ 公安委員会補佐室長
- ・ 運転免許課管理官
- ・ 県民広報課調査官
- ・ 暴力団対策課調査官
- ・ 保安課調査官

第4 定例会議の概要

1 令和7年中における機動装備隊の活動状況について

令和7年中における機動装備隊の活動状況、装備品の活用による検挙解決状況について報告があった。

2 地域警察運営規程の一部改正について

地域警察運営規程の一部改正の趣旨、改正点、施行期日について報告があった。委員から、「駐在制と日勤制の駐在所が存在することになるが、日勤制に変わる駐在所にあっては、夜間等の対応について地域住民にしっかりと説明した上で、運用していただきたい。」との発言があった。

3 世界遺産姫路城マラソン2026開催に伴う警備実施結果について

世界遺産姫路城マラソン2026開催に伴う大会結果及び警備結果について報告があった。

4 警察署協議会委員の辞職及び委嘱（案）について

警察署協議会委員2名の辞職及び補欠委員候補者1名の委嘱について説明があり、警察署協議会委員の辞職及び委嘱を承認した。

5 公安委員会が保有する個人情報に係る開示請求に対する決定（案）について

「令和8年2月、明石市居住の者から、公安委員会が保有する個人情報に係る開示請求3件がなされたが、開示、部分開示及び不開示することとしたい。」との説明があり、公安委員会が保有する個人情報に係る開示請求に対する対応を決定した。

6 公安委員会宛て文書の苦情受理等について

「令和8年2月12日(木)から令和8年2月25日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが6件、警察宛てが17件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛ての苦情7件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

7 苦情の受理及び処理の件数について

「令和8年2月12日(木)から令和8年2月25日(水)までの間における苦情の受理については、公安委員会宛てが6件、警察宛てが17件であった。」との報告があった。また、「公安委員会宛ての苦情7件については文書回答することとしたい。」との説明があり、決定した。

8 内部公益通報の受理及び措置等について

内部公益通報の受理及び措置について報告があった。

9 運転免許証の更新処分に対する審査請求について

「令和7年6月、公安委員会は、審査請求人に一般運転者区分とする運転免許証の更新処分を行った。これに対し、同年8月、審査請求人から、本件処分の取消し及び優良運転者区分の免許証の交付を求める審査請求がなされた。」との説明があり、運転免許証の更新処分に対する審査請求を裁決した。

10 預金払戻請求権の差押処分に対する審査請求について

「令和7年7月、公安委員会は、審査請求人に、預金払戻請求権の差押処分を執行した。これに対し、同年9月、審査請求人から、本件処分の取消しを求める審査請求がなされた。」との説明があり、預金払戻請求権の差押処分に対する審査請求を裁決した。

11 暴力団対策法に基づく賞揚等禁止命令に係る意見聴取及び公示の実施について

「指定暴力団六代目山口組四代目弘道会二代目甲組について、暴力団対策法に基づく賞揚等禁止命令を発出するため、同法第30条の5第1項に基づき、意見聴取の通知及び公示を令和8年3月10日(火)に、意見聴取を同年3月18日(水)、兵庫県警察本部において行うこととしたい。」との説明があり、暴力団対策法に基づく賞揚等禁止命令に係る意見聴取及び公示の実施を決定した。

12 六代目山口組及び絆會に対する特定抗争指定暴力団等の指定に係る指定期限の延長について

「指定暴力団六代目山口組及び指定暴力団絆會について、特定抗争指定暴力団等の指定期限を令和8年6月20日(土)まで延長することとしたい。」との説明があり、六代目山口組及び絆會に対する特定抗争指定暴力団等の指定に係る指定期限の延長を決定した。

13 風俗営業（社交飲食店）に係る行政処分（案）について

90日間の風俗営業及び飲食店営業の営業停止処分1件について説明があり、風俗営業（社交飲食店）の行政処分を決定した。

14 自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入について

自転車に係る交通反則通告制度の適用、施行年月日、検挙対象となる自転車の交通違反等について報告があった。

委員から、「自転車への交通反則通告制度（青切符）の導入は、運転免許証を持っていない未成年者等にも関連することですので、引き続き各種イベントにおける広報活動等での周知をお願いしたい。」との発言があった。

15 判決の確定について

損害賠償請求事件の勝訴判決の確定について報告があった。

16 運転免許の行政処分について

運転免許課管理官から、運転免許の行政処分に関する意見の聴取等に関する説明があり、次のとおり運転免許の行政処分を決定した。

- 1 運転免許取消処分に係る「意見の聴取」～38名
- 2 運転免許取消処分に係る「聴聞」～6名
- 3 運転免許事後取消処分に係る「弁明の機会の付与」～4名